

電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金申請書(請求書)
(家計急変世帯分)

黒石市長 様

市受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況

(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記入)	令和5年1月以後 家計急変があった者
1	本人			
2		明・大・昭・平・令 年 月 日		
3		明・大・昭・平・令 年 月 日		
4		明・大・昭・平・令 年 月 日		
5		明・大・昭・平・令 年 月 日		

※「令和5年1月以後家計急変があった者」の欄は、該当する場合に○を記入してください。

3. 振込口座(原則、1.の申請・請求者名義の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記入し、通帳の写し等の振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めで記入してください。)	フリガナ 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に記入してください。)		通帳番号 (右詰めで記入してください。)	フリガナ 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。	1 0 ※			

裏面も必ず確認してください。

【誓約・同意事項】 ※以下の項目を確認し、確認後チェック欄(□)に“レ”を入れてください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
- ① ※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少がある世帯であり、世帯の全員が令和5年度住民税非課税水準相当である。
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 既に電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金若しくは他市区町村の同様の給付金の支給を受けた世帯(給付の対象であるが支給を辞退した世帯を含む。)又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
- ③ 給付金(家計急変世帯分)は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として支給申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにもかかわらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ④ 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市が支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱われます。
- ⑦ 市が決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年11月30日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

提出書類

- 『電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金申請書(請求書)(家計急変世帯分)』(本書)
※ 必要事項を記入してください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】』(別紙)
- 「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)
※ 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を用意してください。※いずれか1つ。全て有効期限内のものに限ります。
- (令和5年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附票の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を用意してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付金を受給することができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

申請・請求者氏名